

やまと芸術文化ホール条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第17号

やまと芸術文化ホール条例施行規則の一部を改正する規則

やまと芸術文化ホール条例施行規則（平成26年大和市規則第41号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「午後9時30分」を「午後6時」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。